

地域密着型通所介護事業所にちきちそうみはら及び介護予防・日常

生活支援総合事業通所型サービス提供における重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

当施設は、ご契約者に対して、大田原市地域密着型通所介護サービス及び大田原市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスを提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「事業対象者・要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

・ 1	施設経営法人	1
・ 2	ご利用施設	1
・ 3	職員の配置	2
・ 4	大田原市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス、地域密着型通所介護利用料金	2
・ 5	支払い方法	2
・ 6	サービス利用時の確認及び利用中止、キャンセル等	2
・ 7	健康上の理由による中止	2
・ 8	緊急時、事故発生時対応方法	3
・ 9	相談・苦情の受付について	3
・ 10	虐待防止について	4
・ 11	運営推進会議について	4
・ 12	非常災害時の対応について	4
・ 13	サービス利用に当たっての留意事項	4

1 施設経営法人

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 謙心会 |
| (2) 法人所在地 | 栃木県大田原市加治屋 8 3 - 8 1 |
| (3) 電話番号 | 0287 - 48 - 7070 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 安藤 美代子 |
| (5) 設立年月日 | 平成 28 年 7 月 4 日 |

2 ご利用施設

(1) 事業所の種類

- ・ 大田原市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス
令和 5 年 8 月 1 日 大田原市指定 第 0991000340 号
- ・ 地域密着型通所介護 令和 5 年 8 月 1 日 大田原市指定 第 0991000340 号

らせ下さい。服薬の変更や、主治医からの注意事項等がありましたら速やかにご連絡ください。

- ・体調不良等によりサービスの中止・変更をさせて頂く場合がございます。
- ・サービス中止、食事のキャンセル等につきまして、サービス利用当日、利用中止または、食事の中止の申し出があった場合は食事料金のご請求をさせて頂く場合があります。

7 健康上の理由による中止

- ・風邪、病気の際、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

8 緊急時、事故発生時対応方法

容態急変時・事故発生時等の対応については以下のとおりです。

- (1) ご契約者の容態が急変した場合は、速やかに医師又は協力医療機関等へ連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、利用者のご家族等や関係市町村へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 事故発生時における、職員の対応方針を定めた事故対応マニュアルを整備し、職員に徹底いたします。

主治医	主治医名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9 相談・苦情の受付について

(1) 当事業所が提供するサービスの相談・苦情窓口

★サービス相談窓口 電話0287-24-3462

担当 千田隆宏・前田梨絵

受付時間：月曜日～日曜日 午前8時10分～午後5時10分（1月1日、2日を除く）

ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

当センター以外に、市町村の介護保険相談窓口、並びに国民健康保険団体連合会にサービスに対する苦情を伝えることが出来ます。

大田原市高	所在地	大田原市本町1丁目4番1号
-------	-----	---------------

齢者幸福課	電話番号	0287-23-8865
	受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（但し、土日、祝日及び年末年始を除く）
国民健康保険団体連合会	所在地	宇都宮市本町 3 - 9 栃木県本町合同ビル内
	電話番号	028-643-2220（直通）
	受付時間	午前 9 時から午後 5 時（但し、土日、祝日及び年末年始を除く）
栃木県運営適正化委員会	所在地	宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
	電話番号	028-622-2941
	受付時間	午前 9 時から午後 4 時（但し、土日、祝日及び年末年始を除く）

(3) 第三者委員会

委員 上木哲雄 西塚とみ子 関谷みつ枝

10 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- (2) 職員が介護に当たっての悩み苦労を相談できる体制を整える他、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者は管理者が担います。

11 運営推進会議について

当事業所では地域密着型通所介護のサービス提供に当たり、サービスの提供状況について定期的に（概ね 6 か月に 1 回以上）報告すると共に、その内容についての評価、要望、助言を受ける為、以下の通り運営推進会議を設置いたします。

(1) 運営推進会議構成メンバー

構成メンバー	利用者、利用者家族、市の職員、地域住民の代表（自治会長、民生委員等）、地域包括支援センター職員、その他、地域密着型通所介護サービスについて知見を有する方等
開催	概ね 6 か月に 1 回以上

12 非常災害時の対応について

火災時の備えにつきましては、別途定める消防計画に沿って年 2 回の火災想定
避難訓練を行います。またその他の災害につきましては業務継続計画を策定し
計画に沿った避難訓練と研修を年に 1 回行います。

13 サービス利用に当たっての留意事項

利用者には以下の点に留意していただきます。

- (1) 喧嘩、口論、暴力等により他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (2) 事業所の秩序又は風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (3) 指定した場所以外で火器を用いること。
- (4) 故意に建物若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- (5) 宗教や信条の相違などにより他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人
の自由を侵すこと。

大田原市介護予防・日常生活支援総合事業通所サービス、地域密着型通所介護のサ
ービス提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を
説明しました。

事業所

所在地 栃木県大田原市美原 3 丁目 3348 番 24

名称 にちにちそう みはら

説明者

所属 にちにちそう みはら

氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から大田原市介護予防・日常生活支援総合
事業通所型サービス、地域密着型通所介護についての重要な事項の説明を受けま
した。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 _____ 印

利用者家族（利用者代理人）

住所

氏名 _____ 印（続柄 _____）

附則として

この重要事項説明書は令和5年8月1日より施行する。

附則として

この重要事項説明書は令和6年4月1日より施行する。
重要事項説明書別紙の基本単価の変更及び洗濯代の追記。

附則として

この重要事項説明書は令和6年6月1日より施行する。
重要事項説明書別紙の介護職員等処遇改善加算Ⅱへの変更

附則として

この重要事項説明書は令和7年3月1日より施行する。
サービス提供時間の変更、人員数の変更等

附則として

この重要事項説明書は令和7年4月1日より施行する。
利用定員の変更